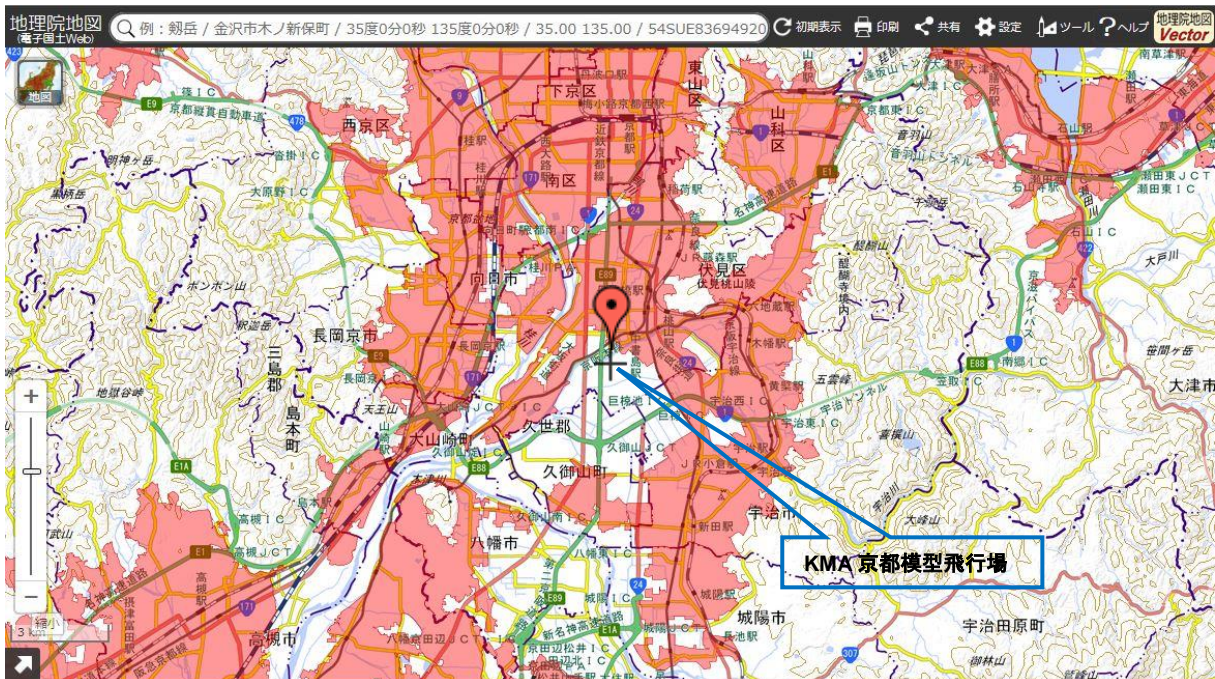


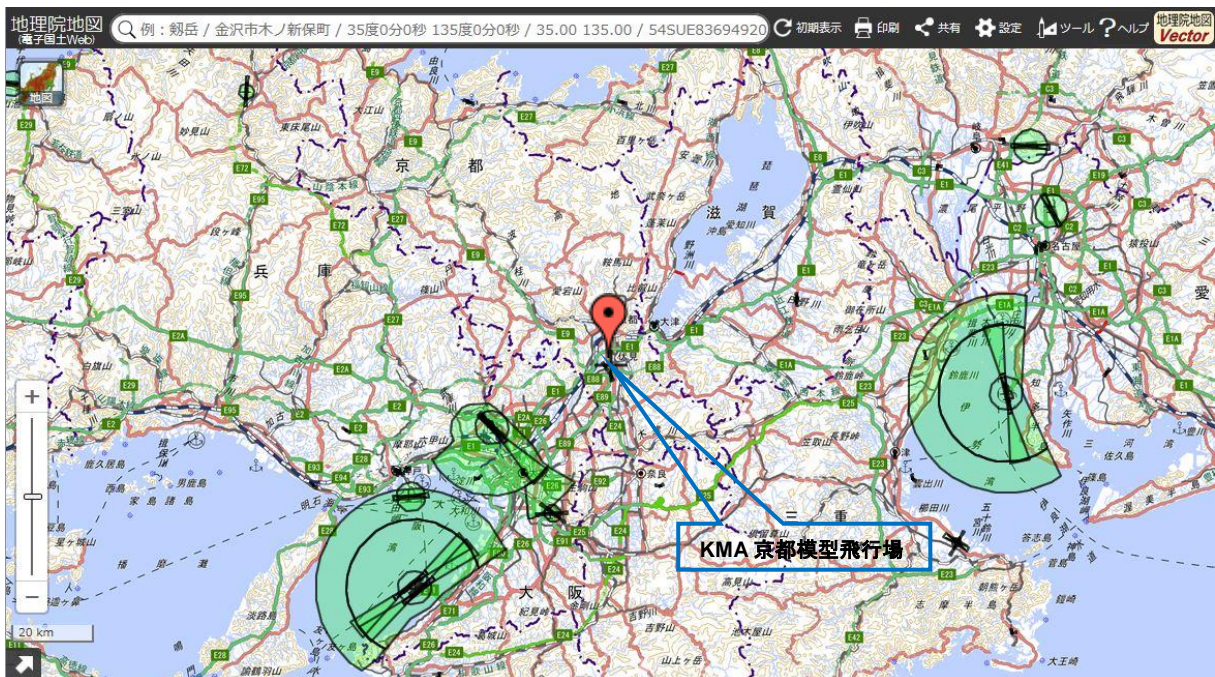
## KMA 京都模型飛行場周辺空域の状況

### 1. 人口集中地区



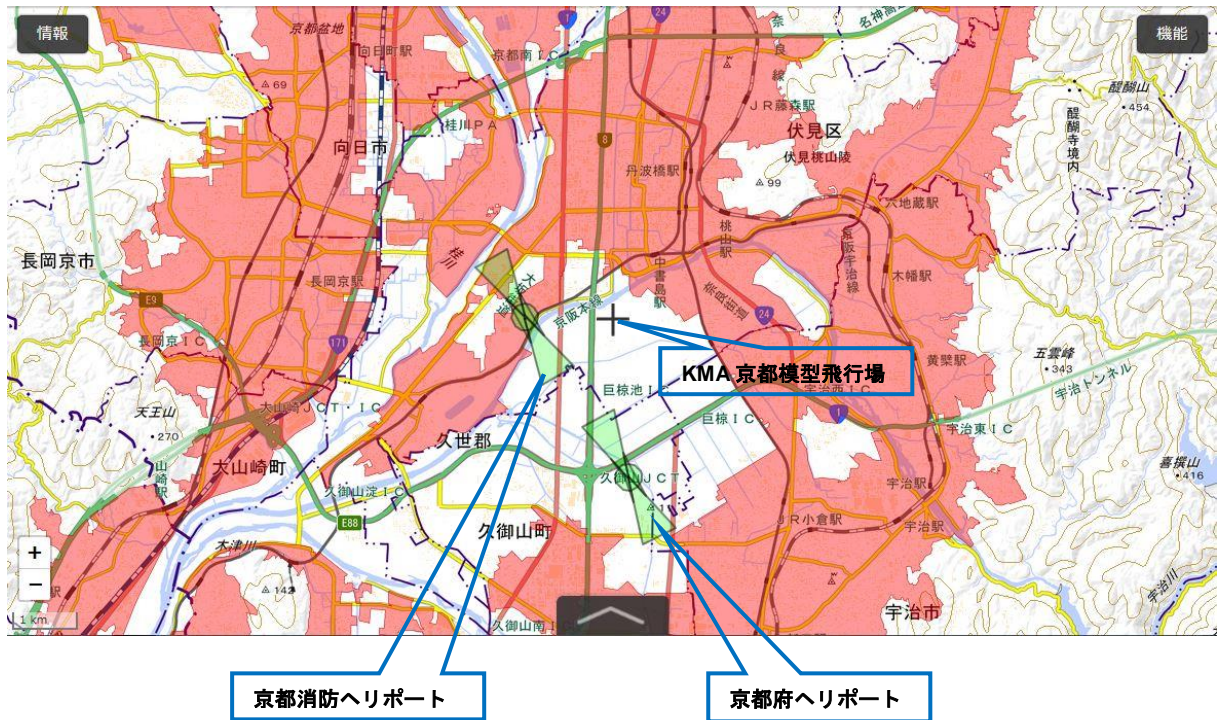
※KMA 京都模型飛行場は、人口集中地区（赤枠・斜線部分）に含まれない。  
もし、人口集中地区内で飛行させる場合は、航空法第 132 条の許可が必要となる。

### 2-1. 空港に設定された制限表面（空港周辺）



※KMA 京都模型飛行場の近くに大きな空港はない。ただし、近くに2つのヘリポートがあるので注意が必要である。なお、いずれの進入表面等にもかかっていない。

## 2-2. 周辺拡大図



※もし、空港の進入表面等の上空や次項の管制圏等の範囲内で飛行させる場合は、管轄の管制機関と調整する必要がある。

## 2-3. 管制圏等（空港周辺）

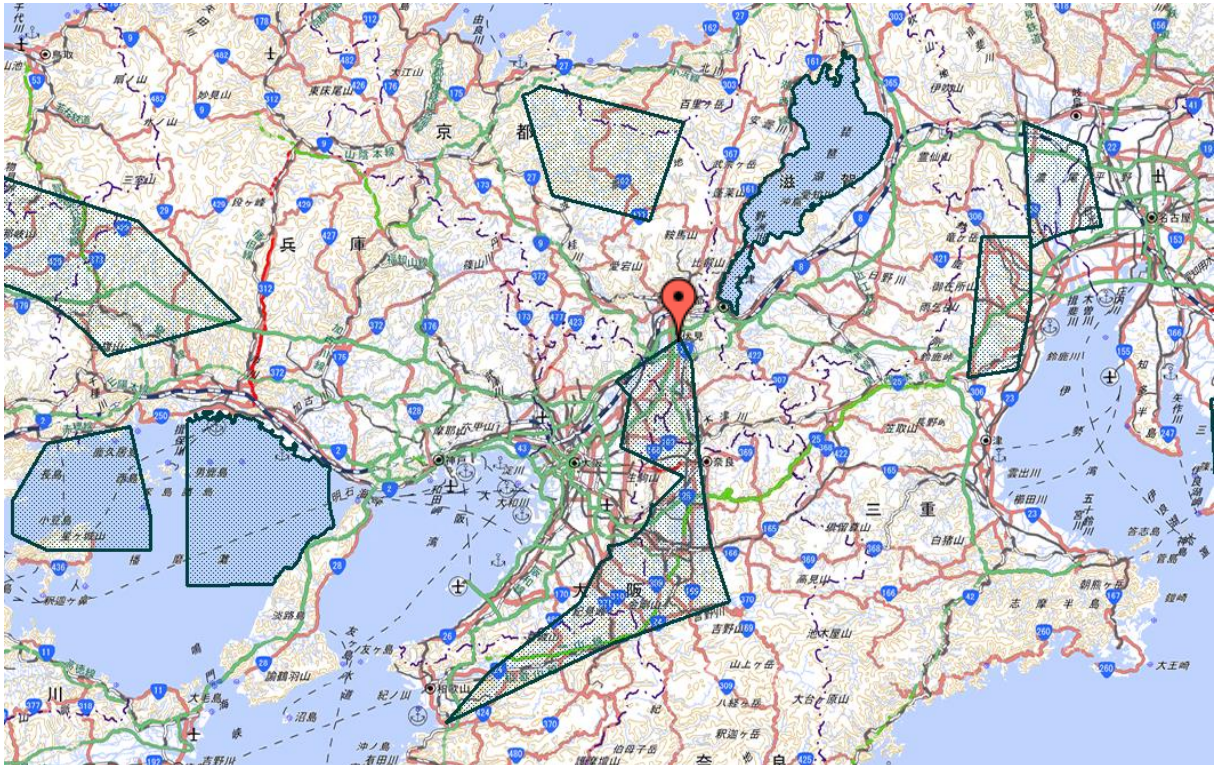


※KMA 京都模型飛行場は、周辺空港等の管制圏、特別管制区に含まれない。

※管制圏：航空機の離陸及び着陸が頻繁に行われる飛行場及びその周辺の空域。

※特別管制区（PCA：positive controlled airspace）：航空交通が輻輳する空域。管制機関から許可された場合を除きVFR（有視界飛行方式）による飛行が禁止されている。

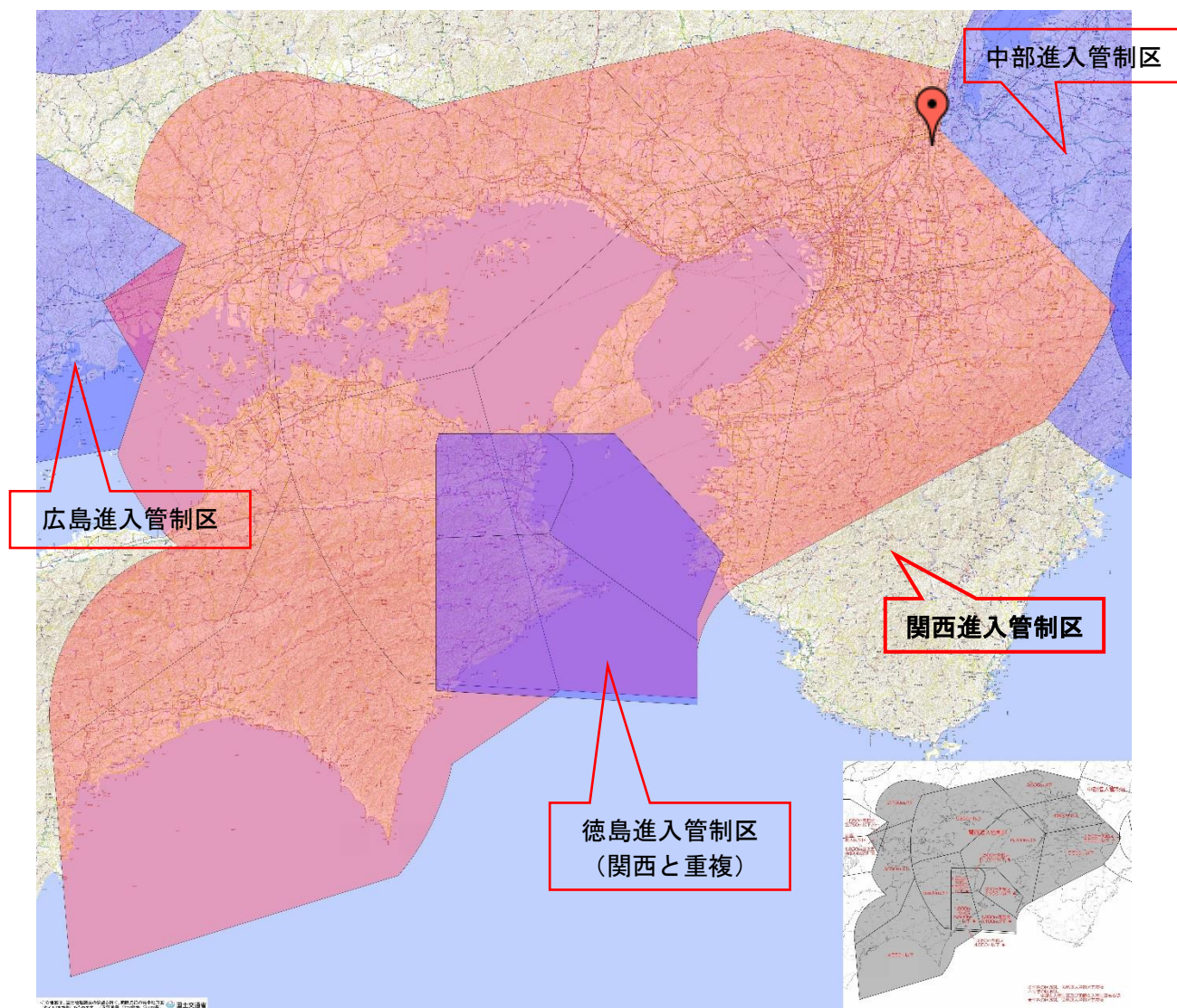
### 3. 民間訓練試験空域（150m以上の空域を飛行させる場合）



※KMA 京都模型飛行場周辺は、訓練空域に該当するか微妙である。

※もし、訓練空域に該当する地域内において、無人航空機を 150m 以上の高さで飛行させる場合は、福岡にある航空交通管理センターと調整する必要がある。

#### 4. 進入管制区（150m以上の空域を飛行させる場合）



※150m以上の飛行については、次に進入管制区に該当しているかを確認する。

KMA 京都模型飛行場周辺は、関西進入管制区（4,900m以下）に該当するため、大阪航空局 関西空港事務所に連絡して調整する必要がある。

※進入管制区：管制区の中で、計器飛行方式による出発機及び到着機の多い区域は「進入管制区」として告示されており、ターミナルレーダー管制業務が行われている。

5. その他の場合（150m 以上の空域を飛行させる場合）



※空港周辺（進入表面等、管制圏や特別管制区等）に該当せず、訓練空域や進入管制区にも該当しない空域の場合であって、高さ 150m 以上の空域を飛行させるときは、上の図に示す管制部と調整を行う。（近畿の場合は、東京航空交通管制部）